

那覇市公報

第 1 7 5 3 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇条 例◇

○成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 (人事課) …………… 1489

◇告 示◇

○市道の極少指定に関する告示 (道路管理課) …………… 1494

○市税に関する申告期限等の延長について (納税課) …………… 1495

○令和元年(2019年)11月那覇市議会定例会の招集について (総務課) …………… 1496

○令和元年度上半期那覇市の財政状況の公表 (財政課) …………… 1496

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について (保護管理課) …………… 1512

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について (保護管理課) …………… 1514

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について (保護管理課) …………… 1515

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について (保護管理課) …………… 1516

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の廃止について (保護管理課) …………… 1517

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留

邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について (保護管理課)	1518
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の休止について (保護管理課)	1519
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について (保護管理課)	1520

◇公 告◇

○「令和元年度消防団加入促進支援事業」業務委託契約における制限付一般競争入 札の実施について (消防局警防課)	1521
○保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について (市民生活安全課)	1532

◇上下水道局告示◇

○那覇市排水設備指定工事店の異動について.....	1538
---------------------------	------

◇上下水道局公告◇

○令和 2 年度那覇市上下水道局入札参加資格取得追加申請の受付について...	1539
--	------

条 例

那覇市条例第33号

令和元年11月14日

公 布 済

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に
関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(那覇市職員の分限に関する条例の一部改正)

第1条 那覇市職員の分限に関する条例(昭和47年那覇市条例第38号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(失職の例外) 第9条 法第16条第2号に該当するに至った職員のうち、刑の執行を猶予された者は、その罪が過失によるものであり、かつ、任命権者が情状を考慮して特に必要と認めたときは、その職を失わないものとする。	(失職の例外) 第9条 法第16条第1号に該当するに至った職員のうち、刑の執行を猶予された者は、その罪が過失によるものであり、かつ、任命権者が情状を考慮して特に必要と認めたときは、その職を失わないものとする。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

(那覇市職員等の旅費支給条例の一部改正)

第2条 那覇市職員等の旅費支給条例(昭和47年那覇市条例第44号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(旅費の支給) 第3条 [略] 2 [略] 3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条第4項又は法第29条の規定により退職等となった場合(法第16条第1号に該当するに至って失職した場合を除く。)には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。 4～6 [略]	(旅費の支給) 第3条 [略] 2 [略] 3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条第4項又は法第29条の規定により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。 4～6 [略]
備考 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

(那覇市職員退職手当支給条例の一部改正)

第3条 那覇市職員退職手当支給条例(昭和47年那覇市条例第69号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限) 第16条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。 (1) [略] (2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(<u>同法第16条第1号に該当する場合を除く。</u>)又はこれに準ずる退職をした者 2～3 [略]	(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限) 第16条 [略] (1) [略] (2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職をした者 2～3 [略]
備考 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

(那覇市職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 那覇市職員の給与に関する条例(昭和58年那覇市条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第26条 期末手当は、5月31日及び11月30日(以下この条から第26条の3まで及び付則第13項第3号において、これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の翌日から起算して15日を超えない範囲内において規則で定める日(次条及び第26条の3において、これらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日の属する月	(期末手当) 第26条 期末手当は、5月31日及び11月30日(以下この条から第26条の3まで及び付則第13項第3号において、これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の翌日から起算して15日を超えない範囲内において規則で定める日(次条及び第26条の3において、これらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日の属する月

に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(第29条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2～3 [略]

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。付則第13項第3号において同じ。)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5～6 [略]

第26条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

(1) [略]

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)

(3)～(4) [略]

(勤勉手当)

第26条の4 勤勉手当は、5月31日及び11月30日(以下この条及び付則第13項第4号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、規則で定める期間における人事評価の結果及び基準日以前6月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の翌日から起算して15日を超えない範囲内において規則で定める日に支給する。これらの基準日の属する月に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員

に退職し、又は死亡した職員(第29条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2～3 [略]

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。付則第13項第3号において同じ。)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5～6 [略]

第26条の2 [略]

(1) [略]

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員

(3)～(4) [略]

(勤勉手当)

第26条の4 勤勉手当は、5月31日及び11月30日(以下この条及び付則第13項第4号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、規則で定める期間における人事評価の結果及び基準日以前6月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の翌日から起算して15日を超えない範囲内において規則で定める日に支給する。これらの基準日の属する月に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、<u>若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。</u>次項及び付則第13項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5(管理職員にあっては、100分の112.5)を乗じて得た額の総額 (2) [略] 3～5 [略] (休職者の給与) 第29条 [略] 2～5 [略] 6 第2項又は第4項に規定する職員が当該各項に規定する期間内で第26条第1項に規定する基準日の属する月に退職し、<u>若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡したときは、同項の規定により規則で定める日に当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。</u> 7 [略]	2 [略] (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第13項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5(管理職員にあっては、100分の112.5)を乗じて得た額の総額 (2) [略] 3～5 [略] (休職者の給与) 第29条 [略] 2～5 [略] 6 第2項又は第4項に規定する職員が当該各項に規定する期間内で第26条第1項に規定する基準日の属する月に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により規則で定める日に当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。 7 [略]
備考 第2条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則
(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年12月14日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の日前に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）第44条の規定による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、第4条の規定による改正後の那覇市職員の給与に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

告 示

那覇市告示第 264 号
令和元年 11 月 7 日
掲 示 済

市道の極少指定に関する告示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第5条第1項の規定による道路管理者が自動車の交通量が極めて少ないと認めて指定する道路を次のように定める。

那覇市長 城 間 幹 子

1. 指定する路線

路 線 名	指定する区間の起点 指定する区間の終点
山川 7 号	字松川 448 番 1 首里山川町 3 丁目 26 番

那覇市告示第 267 号

令和元年 11 月 13 日

掲 示 済

市税に関する申告期限等の延長について

那覇市税条例(昭和 47 年那覇市条例第 80 号)第 18 条の 2 第 1 項の規定に基づき、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)又は那覇市税条例に定める申告、申請、請求、届出その他書類の提出(審査請求に関するものを除く。)又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所等を有する者に係るもので、その期限が令和元年 10 月 12 日以降に到来するものについては、その期限を別途那覇市告示で定める期日まで延長する。ただし、口座振替の方法により振り替える個人市民税及び固定資産税においては、この限りではない。

那覇市長 城 間 幹 子

都道府県	指定地域
岩手県	久慈市 下閉伊郡普代村
宮城県	角田市 伊具郡丸森町
福島県	郡山市 いわき市 須賀川市 田村市 東白川郡矢祭町 石川郡石川町
茨城県	水戸市のうち秋成町、坏大野、愛宕町、岩根町、大場町、上国井町、川又町、小泉町、渋井町、島田町、下入野町、下大野町、下国井町、水府町、田野町、田谷町、ちとせ一丁目から二丁目まで、中大野、東大野、平戸町、藤井町、元石川町、森戸町、吉沼町、若宮町、渡里町 久慈郡太子町
栃木県	栃木市 佐野市のうち赤坂町、朝日町、大蔵町、大古屋町、大橋町、庚申塚町、葛生西一丁目から二丁目まで、葛生東一丁目から二丁目まで、葛生東一丁目から二丁目まで、小中町、下羽田町、大町、田島町、天神町、並木町、船津川町、免鳥町

長野県	長野市のうち赤沼、大町、合戦場一丁目から三丁目まで、金箱、上駒沢、小島、三才、篠ノ井会、篠ノ井石川、篠ノ井有旅、篠ノ井岡田、篠ノ井御幣川、篠ノ井杵淵、篠ノ井小松原、篠ノ井小森、篠ノ井塩崎、篠ノ井東福寺、篠ノ井西寺尾、篠ノ井布施五明、篠ノ井布施高田、篠ノ井二ツ柳、篠ノ井山布施、篠ノ井横田、下駒沢、神明、津野、富竹、豊野町浅野、豊野町石、豊野町大倉、豊野町蟹沢、豊野町川谷、豊野町豊野、豊野町南郷、西三才、東犀南、穂保、松代温泉、松代町岩野、松代町大室、松代町小島田、松代町清野、松代町柴、松代町城東、松代町城北、松代町豊栄、松代町西条、松代町西寺尾、松代町東条、松代町東寺尾、松代町牧島、松代町松代、みこと川、皆神台、村山、柳原、若穂牛島、若穂川田、若穂保科、若穂綿内 千曲市のうち雨宮、栗佐、生萱、鋳物師屋、上山田温泉一丁目、上山田温泉三丁目、杭瀬下一丁目から六丁目まで、桜堂、新田、須坂、力石、土口、戸倉温泉、中、八幡、若宮
-----	---

那覇市告示第 272 号

令和元年 11 月 21 日

掲 示 済

令和元年(2019年)11月那覇市議会定例会の招集について

令和元年(2019年)11月那覇市議会定例会を次のように招集する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 招 集 の 日 令和元年11月28日(木)
- 2 招 集 の 場 所 那覇市議会議場

那覇市告示第 282 号

令和元年 12 月 2 日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第1項及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第40条の2第1項の規定により、平成31年4月1日から令和元年9月30日までの期間における財政状況及び公営企業の業務状況を次のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

令和元年度上半期那覇市の財政(令和元年 9 月30日現在)

1 一般会計・特別会計 歳入及び歳出の状況

(単位：千円)

区 分		予算現額	歳入		歳出	
			収入済額	収入率	支出済額	執行率
(1) 一般会計		160,723,578	64,072,136	39.9%	56,780,929	35.3%
(2) 特別会計		73,341,963	27,612,428	37.6%	29,202,585	39.8%
内 訳	土地区画整理事業	17,661	9,151	51.8%	1,546	8.8%
	国民健康保険事業	39,045,957	14,521,188	37.2%	16,798,021	43.0%
	市街地再開発事業	2,236,499	129,777	5.8%	223,816	10.0%
	介護保険事業	28,131,021	11,394,545	40.5%	10,776,653	38.3%
	後期高齢者医療	3,420,596	1,276,634	37.3%	1,204,388	35.2%
	病院事業債管理	349,001	174,224	49.9%	174,224	49.9%
	母子父子寡婦福祉資金 貸付事業	141,228	106,909	75.7%	23,937	16.9%
合計 (1) + (2)		234,065,541	91,684,564	39.2%	85,983,514	36.7%

2 一般会計歳入及び歳出の状況

歳 入

(単位：千円)

予算科目	予算現額	収入済額	収入率
市税	49,413,015	28,421,040	57.5%
地方譲与税	789,196	263,646	33.4%
地方交付税	9,830,987	6,493,329	66.0%
分担金及び負担金	1,128,667	705,517	62.5%
使用料及び手数料	3,326,831	1,675,726	50.4%
国庫支出金	44,693,654	14,916,496	33.4%
県支出金	20,128,499	1,153,446	5.7%
繰入金	3,852,822	0	0.0%
繰越金	4,151,372	5,868,107	141.4%
諸収入	1,405,103	584,629	41.6%
市債	13,888,200	0	0.0%
その他	8,115,232	3,990,200	49.2%
合 計	160,723,578	64,072,136	39.9%

歳 出

(単位：千円)

予算科目	予算現額	支出済額	執行率
議会費	767,180	388,740	50.7%
総務費	17,710,811	3,399,224	19.2%
民生費	80,330,171	32,305,122	40.2%
衛生費	8,762,921	3,184,203	36.3%
労働費	34,666	13,005	37.5%
農林水産業費	553,765	38,708	7.0%
商工費	2,915,552	776,104	26.6%
土木費	17,821,265	3,333,363	18.7%
消防費	3,156,732	1,230,692	39.0%
教育費	16,988,114	6,362,821	37.5%
災害復旧費	4	0	0.0%
公債費	11,612,030	5,748,947	49.5%
その他	70,367	0	0.0%
合 計	160,723,578	56,780,929	35.3%

3 市の財産

①土地（道路、公園など）	3,114,028	m ²
②建物（学校、図書館など）	1,157,636	m ²
③基金（特定の目的のための資金の積立など）	18,158,093	千円
④有価証券（株券）	791,472	千円

4 一時借入金の現在額

0 千円

5 市債残高

(単位：千円)

借 入 先	一般会計	病院事業債管理 特別会計	母子父子寡婦福祉 資金貸付事業特別 会計	市街地再開発事業 特別会計	合 計
財政融資資金	71,073,932			3,273,969	74,347,901
簡易生命保険資金	5,122,091				5,122,091
郵便貯金資金	201,773				201,773
地方公共団体金融機構	29,680,814	844,356			30,525,170
国の予算貸付等	278,393		421,497	111,613	811,503
市中銀行	12,603,548			195,508	12,799,056
その他の金融機関	2,114,026			93,810	2,207,836
共済等	2,378,465			74,083	2,452,548
その他	121,554				121,554
合 計	123,574,596	844,356	421,497	3,748,983	128,589,432

※ その他は沖縄県貸付資金（市町村振興資金貸付基金及び交通方法変更記念特別事業貸付基金）である。

6 市民1人当たり行政経費及び市税負担額（一般会計）

令和元年9月30日現在人口 321,729 人（外国人登録人口を含む）

市民1人当たり行政経費 499,562円

市民1人当たり市税負担額 153,586円

(単位：円)

1人当たり行政経費	499,562
議会費	2,384
総務費	55,049
民生費	249,683
衛生費	27,237
労働費	108
農林水産業費	1,721
商工費	9,062
土木費	55,392
消防費	9,812
教育費	52,802
災害復旧費	0
公債費	36,093
その他	219

7 令和元年度予算総括表

(単位：千円)

会 計 別		令和元年度 当初予算	平成30年度 当初予算	増減額	令和元 年度対 前年度 増減率	平成30 年度対 前年度 増減率
一般会計		146,814,000	147,571,000	△ 757,000	△ 0.5%	3.0%
特別会計		71,653,925	69,931,470	1,722,455	2.5%	△ 13.9%
内 訳	土地区画整理事業	17,661	22,648	△ 4,987	△ 22.0%	△ 36.1%
	国民健康保険事業	39,043,660	38,397,202	646,458	1.7%	△ 22.1%
	市街地再開発事業	1,499,992	1,404,536	95,456	6.8%	△ 47.2%
	介護保険事業	27,168,227	26,213,637	954,590	3.6%	3.0%
	後期高齢者医療	3,397,091	3,379,230	17,861	0.5%	6.8%
	病院事業債管理	349,001	386,352	△ 37,351	△ 9.7%	△ 8.3%
	母子父子寡婦福祉 資金貸付事業	178,293	127,865	50,428	39.4%	△ 39.5%
合 計		218,467,925	217,502,470	965,455	0.4%	△ 3.1%

那覇市上下水道局業務の状況(水道事業)

1 事業の概要

主要統計

令和元年 9 月 30 日現在

項 目	単位	実 績
給水人口	人	317,503
給水戸数	戸	165,793
給水栓数	栓	106,663
総配水量	m ³	3,317,382
一日平均配水量	m ³	107,012
一日最大配水量	m ³	110,704
有収水量	m ³	3,258,223
有収率	%	98.22

水道料金調定・収納状況

令和元年 9 月 30 日現在

(税込)

予算額(円)	調定額(円)	収納額(円)	収納率(%)	未納額(円)
7,486,906,000	3,749,067,878	2,542,588,220	67.82	1,206,479,658

2 計理の状況

予算の執行状況

(1)収益的收入及び支出

収入

(単位：円)

	区 分		予 算 額	執 行 額	執 行 率	備 考
第 1 款		水道事業収益	8,363,211,000	3,974,996,878	47.53%	
	第 1 項	営業収益	7,763,814,000	3,695,309,877	47.60%	
	第 2 項	営業外収益	599,396,000	279,632,010	46.65%	
	第 3 項	特別利益	1,000	54,991	5499.10%	

支出

(単位：円)

	区 分		予 算 額	執 行 額	執 行 率	備 考
第 1 款		水道事業費用	7,863,648,000	3,315,838,063	42.17%	
	第 1 項	営業費用	7,677,570,000	3,289,014,017	42.84%	
	第 2 項	営業外費用	164,678,000	26,708,638	16.22%	
	第 3 項	特別損失	1,400,000	115,408	8.24%	
	第 4 項	予備費	20,000,000	0	0.00%	

(2)資本的收入及び支出

収入

(単位：円)

	区 分		予 算 額	執 行 額	執 行 率	備 考
第 1 款		資本的收入	471,834,000	20,700,000	4.39%	
	第 1 項	補助金	356,438,000	0	0.00%	
	第 2 項	他会計負担金	26,916,000	0	0.00%	
	第 3 項	その他資本的收入	88,480,000	20,700,000	23.40%	

支出

(単位：円)

	区 分		予 算 額	執 行 額	執 行 率	備 考
第 1 款		資本的支出	2,044,923,080	1,083,021,446	52.96%	
	第 1 項	建設改良費	1,582,763,080	955,523,725	60.37%	
	第 2 項	企業債償還金	257,159,000	127,497,721	49.58%	
	第 3 項	投資	200,000,000	0	0.00%	
	第 4 項	その他資本的支出	1,000	0	0.00%	
	第 5 項	予備費	5,000,000	0	0.00%	

令和元年度損益計算書(上半期)

(平成 31 年 4 月 1 日から令和元年 9 月 30 日まで)

(単位: 円)

1 営 業 収 益			
(1) 給 水 収 益	3,298,927,758		
(2) その他営業収益	124,179,968	3,423,107,726	
2 営 業 費 用			
(1) 配 水 費	1,789,650,858		
(2) 給 水 費	101,391,890		
(3) 漏 水 防 止 費	13,354,648		
(4) 業 務 費	134,760,180		
(5) 総 係 費	122,216,260		
(6) 減 価 償 却 費	569,975,500		
(7) 資 産 減 耗 費	112,499,973	2,843,849,309	
営 業 利 益			579,258,417
3 営 業 外 収 益			
(1) 受 取 利 息	7,764,906		
(2) 他 会 計 負 担 金	2,509,000		
(3) 補 償 金	0		
(4) 長期前受金戻入	225,929,000		
(5) 土地物件収益	35,417,475		
(6) 雑 収 益	5,337,699	276,958,080	
4 営 業 外 費 用			
(1) 支 払 利 息	26,708,638		
(2) 雑 支 出	0	26,708,638	250,949,442
経 常 利 益			829,507,859
5 特 別 利 益			
(1) 過年度損益修正益	50,923	50,923	
6 特 別 損 失			
(1) 過年度損益修正損	106,868	106,868	△55,945
上半期純利益			829,451,914
前年度繰越利益剰余金			1,937,028,303
その他未処分利益剰余金変動額			0
上半期末処分利益剰余金			2,766,480,217

令和元年度貸借対照表(上半期)

(令和元年 9 月 30 日)

(単位: 円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1)有 形 固 定 資 産

イ土 地		1,084,480,564	
ロ建 物	2,173,937,219		
減価償却累計額	<u>△1,089,029,078</u>	1,084,908,141	
ハ構 築 物	40,932,599,566		
減価償却累計額	<u>△20,425,433,058</u>	20,507,166,508	
ニ機 械 及 び 装 置	2,516,075,494		
減価償却累計額	<u>△1,475,194,899</u>	1,040,880,595	
ホ車 両 運 搬 具	38,387,869		
減価償却累計額	<u>△28,556,054</u>	9,831,815	
ヘ工具、器具及び備品	465,667,574		
減価償却累計額	<u>△355,066,070</u>	110,601,504	
ト建 設 仮 勘 定		424,503,610	
有形固定資産合計			24,262,372,737

(2)無 形 固 定 資 産

イ電 話 加 入 権		913,300	
ロソ フ ト ウ ェ ア		<u>2,532,000</u>	
無形固定資産合計			3,445,300

(3)投 資

イ投 資 有 価 証 券		997,184,000	
ロそ の 他 投 資		<u>2,405,000</u>	
投資合計			999,589,000

固 定 資 産 合 計 25,265,407,037

2 流 動 資 産

(1)現 金 預 金 11,720,923,216

(2)未 収 金 1,222,846,740

貸 倒 引 当 金 △13,834,533 1,209,012,207

(3)貯 蔵 品 55,995,547

(4)前 払 金 235,093,754

(5)そ の 他 流 動 資 産 167,411,578

流 動 資 産 合 計 13,388,436,302

資 産 合 計 38,653,843,339

負 債 の 部

3 固 定 負 債

(1) 企 業 債

イ建設改良費等の財源に

充てるための企業債

1,555,668,126

企 業 債 合 計

1,555,668,126

(2) 引 当 金

イ退職給付引当金

868,039,902

ロ修繕引当金

759,370,000

引 当 金 合 計

1,627,409,902

固 定 負 債 合 計

3,183,078,028

4 流 動 負 債

(1) 企 業 債

イ建設改良費等の財源に

充てるための企業債

129,661,255

企 業 債 合 計

129,661,255

(2) 未 払 金

34,526,609

(3) 預 り 金

175,061,481

(4) 引 当 金

イ賞与等引当金

0

引 当 金 合 計

0

(5) その他流動負債

274,880,149

流 動 負 債 合 計

614,129,494

5 繰 延 収 益

(1) 長 期 前 受 金

イ受贈財産評価額

313,588,521

収 益 化 累 計 額

△153,880,219

159,708,302

ロ寄附金

70,000,000

収 益 化 累 計 額

△15,749,998

54,250,002

ハ工事負担金

1,795,290,015

収 益 化 累 計 額

△908,496,167

886,793,848

ニ国庫(県)補助金

14,412,273,697

収 益 化 累 計 額

△6,955,887,864

7,456,385,833

ホ他会計負担金

75,514,853

収 益 化 累 計 額

△8,570,925

66,943,928

ヘ補償金

244,511,690

収 益 化 累 計 額

△89,553,923

154,957,767

繰 延 収 益 合 計

8,779,039,680

負 債 合 計

12,576,247,202

資 本 の 部

6 資 本 金			14,461,476,663
7 剰 余 金			
(1)資 本 剰 余 金			
イ受贈財産評価額	321,419,706		
ロ国庫（県）補助金	1,984,471,045		
資本剰余金合計		2,305,890,751	
(2)利 益 剰 余 金			
イ減 債 積 立 金	1,812,827,102		
ロ建 設 改 良 積 立 金	4,730,921,404		
ハ当年度未処分利益剰余金	2,766,480,217		
利益剰余金合計		9,310,228,723	
剰余金合計			11,616,119,474
資本合計			26,077,596,137
負債資本合計			38,653,843,339

3 企業債及び一時借入金の残高

企 業 債

単位：円

借入先	前年度末残高	上半期借入高	上半期償還高	上半期末残高
財政融資資金	1,208,074,007	0	78,197,283	1,129,876,724
地方公共団体金融機構	604,753,095	0	49,300,438	555,452,657
計	1,812,827,102	0	127,497,721	1,685,329,381

一時借入金

な し

那覇市上下水道局業務の状況 (下水道事業)

1 事業の概要

主要統計

令和元年 9 月 30 日現在

項 目	単位	実 績
使用戸数	戸	155,870
検針栓数	栓	99,218
総排水量	m ³	16,993,963
有収水量	m ³	16,993,706
有収率	%	99.99

下水道料金使用料・収納状況

令和元年 9 月 30 日現在

(税込)

予算額 (円)	調定額 (円)	収納額 (円)	収納率 (%)	未納額 (円)
3,732,170,000	1,800,278,560	1,144,992,894	63.60	655,285,666

2 計理の状況

予算の執行状況

(1) 収益的収入及び支出

収入

(単位：円)

	区 分		予 算 額	執 行 額	執 行 率	備 考
第 1 款		下水道事業収益	5,542,455,000	2,139,342,771	38.60%	
	第 1 項	営業収益	4,309,947,000	2,028,509,966	47.07%	
	第 2 項	営業外収益	1,232,030,000	108,759,318	8.83%	
	第 3 項	特別利益	478,000	2,073,487	433.78%	

支出

(単位：円)

	区 分		予 算 額	執 行 額	執 行 率	備 考
第 1 款		下水道事業費用	5,153,402,000	1,059,235,127	20.55%	
	第 1 項	営業費用	4,823,442,000	929,982,014	19.28%	
	第 2 項	営業外費用	307,973,000	129,050,272	41.90%	
	第 3 項	特別損失	1,987,000	202,841	10.21%	
	第 4 項	予備費	20,000,000	0	0.00%	

(2)資本的收入及び支出

収入

(単位：円)

	区 分		予 算 額	執 行 額	執 行 率	備 考
第 1 款		資本的收入	2,358,906,351	117,117,715	4.96%	
	第 1 項	企業債	1,041,300,000	0	0.00%	
	第 2 項	補助金	966,851,351	0	0.00%	
	第 3 項	他会計負担金	349,272,000	116,048,415	33.23%	
	第 4 項	その他資本的收入	1,483,000	1,069,300	72.10%	

支出

(単位：円)

	区 分		予 算 額	執 行 額	執 行 率	備 考
第 1 款		資本的支出	3,402,000,655	850,664,040	25.00%	
	第 1 項	建設改良費	2,408,531,655	361,420,930	15.01%	
	第 2 項	企業債償還金	984,469,000	489,243,110	49.70%	
	第 3 項	投資	4,000,000	0	0.00%	
	第 4 項	予備費	5,000,000	0	0.00%	

令和元年度損益計算書(上半期)

(平成 31 年 4 月 1 日から令和元年 9 月 30 日まで)

(単位: 円)

1	営業収益			
(1)	下水道使用料	1,667,540,419		
(2)	雨水処理負担金	188,955,528		
(3)	再生水売却収益	32,804,541		
(4)	その他営業収益	3,848,400	1,893,148,888	
2	営業費用			
(1)	管渠費	64,526,308		
(2)	ポンプ場費	12,637,675		
(3)	雨水処理費	26,014,541		
(4)	排水設備費	23,674,998		
(5)	業務費	662,804,319		
(6)	総係費	83,502,232		
(7)	減価償却費	899,260,000		
(8)	資産減耗費	0	1,772,420,073	
	営業利益			120,728,815
3	営業外収益			
(1)	受取利息	4,715		
(2)	他会計負担金	105,302,057		
(3)	補償金	0		
(4)	補助金	0		
(5)	長期前受金戻入	461,260,000		
(6)	土地物件収益	3,219,432		
(7)	雑収益	233,112	570,019,316	
4	営業外費用			
(1)	支払利息	129,050,272		
(2)	雑支出	0	129,050,272	440,969,044
	経常利益			561,697,859
5	特別利益			
(1)	過年度損益修正益	1,919,900	1,919,900	
6	特別損失			
(1)	過年度損益修正損	187,818		
(2)	その他特別損失	0	187,818	1,732,082
	上半期純利益			563,429,941
	前年度繰越利益剰余金			1,044,751,502
	その他未処分利益剰余金変動額			0
	上半期末処分利益剰余金			1,608,181,443

令和元年度貸借対照表 (上半期)

(令和元年 9 月 30 日)

(単位: 円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地		1,858,947,290	
ロ 建 物	176,150,594		
減価償却累計額	△ 73,047,992	103,102,602	
ハ 構 築 物	65,480,570,974		
減価償却累計額	△ 24,966,351,539	40,514,219,435	
ニ 機 械 及 び 装 置	858,270,865		
減価償却累計額	△ 461,651,240	396,619,625	
ホ 車 両 運 搬 具	5,797,912		
減価償却累計額	△ 5,195,518	602,394	
ヘ 工具、器具及び備品	45,901,608		
減価償却累計額	△ 33,774,775	12,126,833	
ト 建 設 仮 勘 定		784,513,353	
有形固定資産合計			43,670,131,532

(2) 無 形 固 定 資 産

イ 地 上 権		1,647,264	
ロ 施 設 利 用 権		4,430,133,814	
ハ ソ フ ト ウ ェ ア		177,500	
無形固定資産合計			4,431,958,578

(3) 投 資

イ 長 期 貸 付 金		2,714,200	
ロ そ の 他 投 資		4,147,000	
投資合計			6,861,200

固定資産合計 48,108,951,310

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金		3,417,248,458	
(2) 未 収 金	688,393,807		
貸倒引当金	△ 3,926,114	684,467,693	
(3) 前 払 金		212,274,791	
(4) その他流動資産		78,621,087	

流動資産合計 4,392,612,029

資産合計 52,501,563,339

(単位：円)

負 債 の 部

3 固 定 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債

12,606,779,143

企業債合計

12,606,779,143

(2) 引 当 金

イ 退職給付引当金

363,605,726

引当金合計

363,605,726

固定負債合計

12,970,384,869

4 流 動 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債

495,225,377

企業債合計

495,225,377

(2) 未 払 金

65,030,066

(3) 預 り 金

2,954,356

(4) 引 当 金

イ 賞与引当金

0

引当金合計

0

(5) その他流動負債

135,514,667

流動負債合計

698,724,466

5 繰 延 収 益

(1) 長 期 前 受 金

イ 受贈財産評価額

973,665,735

収益化累計額

△103,327,291

870,338,444

ロ 国庫(県)補助金

37,760,354,362

収益化累計額

△17,426,976,049

20,333,378,313

ハ 他会計負担金

2,358,597,765

収益化累計額

△517,523,183

1,841,074,582

ニ 補 償 金

135,058,335

収益化累計額

△7,222,781

127,835,554

繰延収益合計

23,172,626,893

負債合計

36,841,736,228

(単位：円)

資 本 の 部

6 資 本 金		13,524,292,466
7 剰 余 金		
(1) 資本剰余金		
イ 受贈財産評価額	199,487,905	
ロ 国庫(県)補助金	309,527,051	
ハ 他会計負担金	18,338,246	
資本剰余金合計		527,353,202
(2) 利益剰余金		
イ 当年度未処分利益剰余金	1,608,181,443	
利益剰余金合計		1,608,181,443
剰余金合計		2,135,534,645
資本合計		15,659,827,111
負債資本合計		52,501,563,339

3 企業債、その他借入金及び一時借入金の残高

企 業 債

単位：円

借入先	前年度末残高	上半期借入高	上半期償還高	上半期末残高
財 政 融 資 資 金	3,552,679,023	0	155,757,261	3,396,921,762
地方公共団体金融機構	7,851,215,265	0	197,737,382	7,653,477,883
郵貯・簡保管理機構	1,867,848,836	0	94,713,726	1,773,135,110
琉 球 銀 行	276,070,000	0	32,635,000	243,435,000
計	13,547,813,124	0	480,843,369	13,066,969,755

その他借入金

単位：円

借入先	前年度末残高	上半期借入高	上半期償還高	上半期末残高
都市再生機構	43,434,506	0	8,399,741	35,034,765

一時借入金

な し

那覇市告示第 283 号

令和元年 12 月 2 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法(昭和25年法律第144号)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づく医療機関について、生活保護法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	開 設 者	指定年月日
所 在 地		
みやら内科クリニック	宮良 忠	令和元年9月1日～ 令和7年8月31日
那覇市真嘉比1丁目7番1号 2・3F		
まかび薬局	有限会社 オーエムファーマシー	令和元年9月1日～ 令和7年8月31日
那覇市真嘉比2丁目29番26号		
ハープ薬局おもろまち駅前店	株式会社ユーガ	令和元年9月2日～ 令和7年8月31日
那覇市真嘉比1丁目7番1号 テンズまかび1階		
まかび心のクリニック	塚田淳也	令和元年9月2日～ 令和7年8月31日
那覇市真嘉比1丁目7番1号 テンズまかび4階		

なははくあい薬局	有限会社シリウス	令和元年9月2日～ 令和7年8月31日
那覇市安里1丁目6番11号		
めおとぼしクリニック	國吉 宣男	令和元年10月1日～ 令和7年9月30日
那覇市前島3-21-18 スプレト・エム2階 3階		
Kukuru きっずクリニック	一般社団法人 Kukuru	令和元年10月1日～ 令和7年9月30日
那覇市字真地216番地17		
ゆずりは訪問診療所	医療法人真成会	令和元年10月1日～ 令和7年9月30日
那覇市首里金城町三丁目32番地		
訪問看護ステーション 藤	株式会社ヨイチ	令和元年10月17日～ 令和7年6月30日
那覇市国場392番地		
ウェーブ薬局	株式会社Brich	令和元年10月1日～ 令和7年9月30日
那覇市赤嶺1-12-2 ニューウェーブビル1階		
ホロス養生クリニック	濱田 賢治	令和元年10月1日～ 令和7年9月30日
那覇市首里石嶺町2-258-2		

那覇市告示第 284 号

令和元年 12 月 2 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について

生活保護法(昭和25年法律第144号)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づく医療機関について、生活保護法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定医療機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後（ 変 更 前 ）	
岸本整形リハビリクリニック		令和元年9月1日
名称	岸本整形リハビリクリニック (岸本外科リハビリクリニック)	
ゆずりは訪問看護ステーション		令和元年10月1日
所在地	那覇市首里金城町三丁目32番地 (那覇市首里汀良町二丁目31番地)	

那覇市告示第 285 号

令和元年 12 月 2 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法(昭和25年法律第144号)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づく医療機関について、生活保護法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	開設者	廃止年月日
所 在 地		
さんご薬局	有限会社 成和興産	令和元年 9 月 11 日
那覇市小禄 2-2-18		
なははくあい薬局	有限会社シリウス	令和元年 8 月 31 日
那覇市安里 1 丁目 6 番 11 号		
ゆずりは訪問診療所	医療法人真成会	令和元年 9 月 30 日
那覇市首里金城町三丁目 32 番地		
ホロス養生クリニック末吉庵	濱田 賢治	令和元年 9 月 30 日
那覇市首里末吉町 4-1-21		

那覇市告示第 286 号

令和元年 12 月 2 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について

生活保護法(昭和25年法律第144号)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づく施術機関について、生活保護法第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定施術機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

施 術 者	施術の種類	指定年月日
施術所名称	施術所所在地	
島袋 直樹	柔道整復	令和元年9月2日
ゆい整骨院	那覇市古波蔵1-24-21 幸ビル102	

那覇市告示第 287 号

令和元年 12 月 2 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の廃止について

生活保護法(昭和25年法律第144号)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づく施術機関について、生活保護法第55条第2項において準用する第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定施術機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

施 術 者	施 術 所 名 称	廃止年月日
	施 術 所 所 在 地	
仲宗根 聖	ゆい整骨院	平成 31 年 4 月 30 日
	那覇市古波蔵 1-24-21 幸ビル 102	

那覇市告示第 288 号

令和元年 12 月 2 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について

生活保護法(昭和25年法律第144号)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づく介護機関について、生活保護法第54条の2第4項において準用する第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定介護機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後 (変 更 前)	
そよ風薬局 松川店		令和元年 10 月 1 日
開設者の 代表者変更	株式会社 ファーマテック 代表取締役 蛭沼 創一 (代表取締役 北原 久也)	
介護計画相談所さとうきび那覇新都心店		平成 31 年 3 月 15 日
名称	介護計画相談所さとうきび安謝 (介護計画相談所さとうきび那覇新都心店)	
まつりか訪問介護ステーション		令和元年 10 月 1 日
所在地	那覇市首里汀良町二丁目 31 番地 (那覇市首里金城町三丁目 32 番地)	

ゆずりは訪問看護ステーション		令和元年 10 月 1 日
所在地	那覇市首里石嶺町一丁目 123 番地 1 (那覇市首里金城町三丁目 32 番地)	
ひまわり居宅介護支援センター		令和元年 10 月 1 日
所在地	那覇市首里久場川町二丁目 82 番地 1 (那覇市首里金城町三丁目 32 番地)	

那覇市告示第 289 号

令和元年 12 月 2 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の休止について

生活保護法(昭和25年法律第144号)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づく介護機関について、生活保護法第54条の2第4項において準用する第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定介護機関より、次のとおり休止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称 (休止する事業の種類)	休 止 年 月 日
所 在 地	
医療法人陽心会 メディカルプラザ大道中央 (訪問看護、介護予防訪問看護)	令和元年 6 月 1 日
那覇市字大道 123 番地	

那覇市告示第 290 号

令和元年 12 月 2 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について

生活保護法(昭和25年法律第144号)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づく介護機関について、生活保護法第54条の2第4項において準用する第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定介護機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称 (廃止する事業の種類)	廃止年月日
所 在 地	
介護付有料老人ホーム 特定施設ひまわり (地域密着型特定施設入居者生活介護)	令和元年 9 月 30 日
那覇市小禄 1 丁目 2 番 21 号	
ゆずりは訪問診療所 (訪問看護、居宅療養管理指導、 介護予防訪問看護、介護予防居宅療養管理指導)	令和元年 9 月 30 日
那覇市首里石嶺町一丁目 123 番地 1	

公 告

那覇市公告第 484 号

令和元年 11 月 18 日

掲 示 済

「令和元年度消防団加入促進支援事業」業務委託契約における制限付一般競争入札の実施について (公告)

地方自治法第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 : 「令和元年度消防団加入促進支援事業」の業務委託
- (2) 履行場所 : 那覇市消防局 警防課(那覇市銘苅 2 丁目 3 番 8 号)
- (3) 履行内容 : 別紙 仕様書のとおり
- (4) 契約期間 : 契約締結日から令和 2 年 2 月 28 日

2 入札参加資格要件

次に掲げる条件をすべて満たしている有資格業者であること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定に該当しないこと。
- (3) 那覇市暴力団排除条例(平成 24 年那覇市条例第 1 号。)第 2 条第 1 項第 1 号に規定する暴力団又は同条同項第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (4) 沖縄県内に本社又は、営業所並びに支店等があること。

3 制限付一般競争入札参加資格者の審査

本競争の参加資格者は、制限付一般競争入札参加申請書(以下「申請書」という。)及び関係書類(以下「資格審査資料」という。)を持参により提出し、競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資格審査資料を提出しない者並びに資格がないと認められた者は、本競争に参加できない。

4 申請書及び資格審査資料の提出期限等

- (1) 提出期限：令和元年 11 月 29 日(金)午後 5 時 00 分 迄
- (2) 提出場所：那覇市消防局 4 階 警防課
(那覇市銘苅 2 丁目 3 番 8 号)
- (3) 提出方法：持参によるものとする。
- (4) 提出書類：ア 制限付一般競争入札参加申請書(市様式)
イ 印鑑証明書(法人は法務局、個人は市町村で発行する証書)
ウ 納税証明書
エ 履歴事項全部証明書
オ 暴力団、暴力団員に関係していない旨の契約書(市様式)
カ 過去 2 年間の業務実績調書

※那覇市契約規則第 8 条第 1 項第 3 号の適用を受けようとする者

5 入札説明会

- (1) 日 時：令和元年 11 月 25 日(月)午前 10 時 00 分
- (2) 場 所：那覇市消防局 4 階 会議室 2
(那覇市銘苅 2 丁目 3 番 8 号)

6 入札・開札日時及び場所

- (1) 入札開札日時：令和元年 12 月 3 日(火)午前 10 時 00 分
- (2) 入札開札場所：那覇市消防局 4 階 会議室 2
(那覇市銘苅 2 丁目 3 番 8 号)
- (3) 入 札 方 法：紙(入札書)による入札

7 入札保証金

那覇市契約規則第 8 条第 1 項第 3 号に該当する場合は免除とする。

8 入札の無効

入札に参加する資格のない者の入札、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9 問い合わせ先

那覇市消防局警防課 担当 上原 卓也

T E L : 098-867-0911 F A X : 098-869-1190

Email : 66524TAKU@city.naha.lg.jp

要項別紙 1

令和元年度消防団加入促進支援事業
業務委託仕様書

1 仕様概要

本仕様書は、令和元年度消防団加入促進支援事業の業務範囲及び要件等を定めるものである。

なお、実施する業務の具体的な手法については、提出された企画提案書の内容を基に双方協議のうえ決定するものとする。

2 趣旨

那覇市消防団の普及、啓発を最大の目的とした広告・広報活動等を行う事で消防団員への加入促進を目指す。

目的を達成するために、市内大学・企業等と連携を図り、効果的な広報活動に各種広告媒体を使用し行う。

3 委託業務内容

(1) 広報活動業務

ア ゆいレール車内ジャック広告

イ 那覇市内タクシー広告

ウ 那覇市消防団 PR 映像

・那覇市消防団の活動内容や促進加入映像

DVD 及びデータ（MP3 又は MP4）での納品

※市内大型ビジョン設置事業所・施設等にて放映

納品場所：那覇市消防局警防課

エ 公用車車両用マグネットシート

オ 懸垂幕による広報

（※ア～オについての詳細は、別紙 1 参照）

カ パレット久茂地階段広告

キ 消防団加入手続き必要書類の冊子作成

規 格：A4 カラー 500 部

ページ数：見開き 2 ページ

納品場所：那覇市消防局警防課

ク その他の提案

(2) 広報グッズの作成業務

ア 消防団 PR パネルの作成（材質は自由提案）（別添 1 参照）

イ 消防団各種イベント時記念撮影用パネル（材質は自由提案）（別添 2 参照）

納品場所：那覇市消防局警防課

(3) 調査業務

アンケート調査の実施（別紙1 参照）

(4) 事務管理業務

ア 実施計画の策定

業務責任体制、業務内容及び事業スケジュール等を示した実施計画を策定すること。

イ 業務責任体制の明確化等

本件業務の実施に必要な能力、資格、経験を有する業務責任者及び作業者を定めるとともに、業務責任体制を明らかにすること。契約期間中は、専任の担当者(委託者との連絡調整担当者)を配置すること。

なお、業務にあたる者に欠員が生じた場合は、速やかに同等又はそれ以上の経歴を有する代替者を充てられる体制を整えること。

ウ 会議の開催

業務進捗状況の報告、協議を目的とした会議を必要に応じて開催すること。

エ 許認可手続き

本件業務の実施に必要な法令や条例の規定に基づく申請や許認可手続きは、原則として受託事業者が代行すること。

オ 記録

成果物作成の様子や広報活動実施等の様子を写真及び映像（音声込）で記録すること。

4 業務完了届

事業終了後に、調査報告書を提出すること。調査報告書等本調査に係る成果物を以下のとおり作成することとする。

- (1) 成果報告書及び実績報告書（指定様式）（紙媒体：2部、電子媒体）
- (2) 作業上作成した資料（紙媒体：1式、電子媒体）
- (3) 記録映像オの資料を電子化したもの（DVD：3枚）

5 留意事項

- (1) 那覇市物品購入等入札参加資格の認定を受けている場合
那覇市物品購入等入札参加資格認定通知の写しを様式 1「提案参加届出書」に添付すること。
- (2) 那覇市物品購入等入札参加資格の認定を受けていない場合
次の書類を様式 1「提案参加届出書」に添付すること。
 - ア 定款 ※写し可
 - イ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
 - ウ 印鑑証明書 ※写し可
 - エ 納税証明書（市町村税及び消費税を滞納していない証明書）※写し可
 - オ 営業証明書
 - カ 財務諸表

6 主催者との調整

業務を遂行するに当たり、消防局警防課との調整を行う責任者を明らかにし、進捗状況を適宜報告して調整を図ること。

- （１）その他、本業務の実施に際し、消防局警防課の要請に速やかに応じること。

7 成果の帰属及び秘密保持

- （１）本業務により得られた成果物、著作権は、原則として市に帰属すること。

- （２）秘密保持

ア 本業務に関し、受託者が市から受領又は閲覧した資料等は、市の了解無く公表又は使用してはならない。

イ 受託者は、本業務で知り得た市及び事業者等の業務上の秘密を保持しなければならない。

8 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で、個人情報の取り扱いについて那覇市個人情報保護条例（平成 3 年 8 月条例第 21 号）のほか、別紙「委託契約にかかる個人情報特約」を遵守する。

9 その他

本業務の実施にあたって、消防局警防課と事前の協議を前提とする。

別紙 1

委託業務内容詳細

業務内容	内訳	サイズ	数量	期間
(1) 広報活動業務				
ア ゆいレール車内 ジャック広告	※ デザインについては、警防課と調整			3 ヶ月
	中吊りポスター		24 枚	
	窓上ポスター		60 枚	
	ドア上ポスター		8 枚	
	ドア横ポスター		16 枚	
	妻部ポスター		4 枚	
イ 那覇市内 タクシー広告	※ デザインについては、警防課と調整			3 ヶ月
	タクシーステッカー広告	W400×H130mm	150 台	
ウ 那覇市消防団 PR映像				
	オリジナル動画		5 分程度	
	放映場所 ①那覇てんぶすビジョン ②パレットくもじビジョン ③国際通り南側（おきなわ屋）ビジョン ④はなまる那覇店巨大ビジョン			
エ 車両用マグネットシート	※ デザインについては、警防課と調整			
		W600×H300mm	30 枚	
オ 懸垂幕	※ デザインについては、警防課と調整			
		W900×H6400mm	4 枚	
(3) 調査業務				
アンケート調査	令和 2 年那覇市消防出初式にて、来場者へ本事業に関する アンケート調査を実施。 ※ 調査内容に関しては、警防課と調整			

別添 1

那覇市消防団 PR パネル仕様書

1 イメージ図



※図はあくまでイメージです。

2 仕様詳細 (1) サイズ A1 (594×841)

(2) 納品数 1 式

3 その他 ア 直立式の仕様とし、容易に移動

イ 作成する時は、消防局担当者と細かく調整を図ること。

別添 2

消防団各種イベント時記念撮影用パネル仕様書

1 イメージ図



※図はあくまでイメージです。

- 2 仕様詳細 (1) サイズ 縦 約 180 c m × 横 約 250 c m
(2) 納品数 1 式
- 3 そ の 他 ア 組み立て式の仕様とし、容易に移動、設置できる構造
イ パネルを作成する時は、消防局担当者と細かく調整を図ること。

制限付一般競争入札参加申請書

令和 年 月 日

那覇市長 城間 幹子 様

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 氏 名

印

制限付一般競争入札の参加を希望するので、入札参加資格書類を下記のとおり提出します。成年被後見人、被保佐人、被補助人及び破産者で復権を得ない者でないこと並びに関係書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 業務名 令和元年度消防団加入促進支援事業業務委託
- 2 作成者 _____ 連絡先 _____
- 3 資格審査書類
 - (1) 印鑑証明書（法人は法務局、個人は市町村で発行する証書）
 - (2) 納税証明書（完納証明書）
 - (3) 暴力団、暴力団員に関係していない旨の誓約書（市様式）
 - (4) 過去2年間の営業実績

誓 約 書

令和 年 月 日

那覇市長 城間 幹子 様

住所

商号又は名称

代表者

印

今般、令和元年 12 月 3 日（火）に那覇市消防局警防課において行う「令和元年度消防団加入促進支援事業業務委託」制限付一般競争入札参加にあたり、下記の事項について誓約いたします。

記

- 1 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当していません。
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は、同条第 6 号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していません。なお、疑義がある場合において、那覇市が那覇警察署に照会することについて承諾いたします。
- 3 その他、条件付一般競争入札参加資格者要件はすべて満たしております。

また、一般競争入札に参加させて頂くことになった場合においては、貴市における一般競争入札諸規定及び係員の指示に従い、公正な入札等をいたします。この誓約が事実と相違することが判明した場合は、那覇市から競争入札参加資格の登録の取り消し、契約解除等のいかなる措置を受けても異存ありません。

以上

業 務 実 績

会社名 _____

○ 履行実績

1	業者名（件名）	
	履行場所	
	履行期間	平成 年 月 ～平成 年 月
2	業者名（件名）	
	履行場所	
	履行期間	平成 年 月 ～平成 年 月
3	業者名（件名）	
	履行場所	
	履行期間	平成 年 月 ～平成 年 月
特記事項		

※ 過去 2 年の間に国（公社、公団を含む）または地方公共団体（公社、公団を含む。また、本市以外の地方公共団体を含む。）と種類および規模をほぼ同じくする履行実績があれば、優先的に記載してください。

※ 申請者が、支社・支店・事業所等の場合は、支社・支店・事業所等の履行実績のほか、本社の履行実績を記載しても差し支えありません。

※ 上記実績を確認できるものを本書に添付して下さい。

※ 「特記事項」欄には、貴社の履行実績に関連して、得意とする分野など特記すべき事項があれば記載してください。

那覇市公告第 488 号

令和元年 11 月 20 日

掲 示 済

保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条第 4 項及び那覇市個人情報保護条例施行規則第 8 条の 2 第 2 項で準用する同規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、保有個人情報目的外利用・提供届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

令和元年11月7日

那覇市長 宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	ハイサイ市民課	目的外利用部課 又は提供先	環境衛生課
業 務 の 名 称	あき地管理適正指導業務		
利 用 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 提供		
目的外利用又は 提 供 を す る 年 月 日	☐ 年 月 日 ☒ 随 時()		
目的外利用又は提供 をする保有個人情報の 内 容	市内に所在する不良状態にあるあき地の管理者の氏名、住所、生年月日、年齢、性別、世帯主名、世帯主との続柄、住民日、異動日、前住所、転居・転出先住所、死亡日、本籍地、住民区分		
目的外利用又は 提 供 を す る 根 拠 条 項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (審議会承認類型事項1) ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 番号法第19条第 号に該当 (那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項)		
目的外利用又は 提 供 を す る 理 由	那覇市あき地の適正化に関する条例第4条に基づき、市内に所在する不良状態にあるあき地の管理者に対し雑草の除去について必要な指導又は勧告を行うため、当該あき地管理者の住所又は連絡先を確認する		
届 出 担 当 部 課	環境衛生課 電話 098-951-1530		

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

令和元年11月7日

那覇市長 宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	ハイサイ市民課	目的外利用部課 又は提供先	環境衛生課
業 務 の 名 称	ハブ衛生害虫等対策業務		
利 用 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 提供		
目的外利用又は 提 供 を す る 年 月 日	☐ 年 月 日 ☒ 随 時()		
目的外利用又は提供 をする保有個人情報の 内 容	ハブ捕獲を設置する必要があるあき地及びハブの棲家となる可能性のある不適当構造の所有者等、並びにねずみ衛生害虫の発生場所の土地建物の所有者等の氏名、住所、生年月日、年齢、性別、世帯主名、世帯主との続柄、住民日、異動日、前住所、転居・転出先住所、死亡日、本籍地、住民区分		
目的外利用又は 提 供 を す る 根 拠 条 項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (審議会承認類型事項1) ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 番号法第19条第 号に該当 (那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項)		
目的外利用又は 提 供 を す る 理 由	那覇市ハブ対策条例第10条に基づき、ハブ生息地（あき地等）の所有者等に対して捕獲器等の設置の許可を得るため、及び同条第11条に基づく不適当構造物の補修等の勧告を行うため、所有者等の住所又は連絡先を確認する ねずみやゴキブリ等のそ族衛生害虫の発生場所の土地建物の所有者への環境衛生上の指導を行うため住所または連絡先を確認する		
届 出 担 当 部 課	環境衛生課 電話 098-951-1530		

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

令和元年11月7日

那覇市長 宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	ハイサイ市民課	目的外利用部課 又は提供先	環境衛生課
業 務 の 名 称	犬猫適正飼養推進業務		
利 用 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 提供		
目的外利用又は 提 供 を す る 年 月 日	☐ 年 月 日 ☒ 随 時()		
目的外利用又は提供 をする保有個人情報の 内 容	狂犬病予防法により登録されている飼い主及び犬猫に起因する相談の対象者の氏名、住所、生年月日、年齢、性別、世帯主名、世帯主との続柄、住民日、異動日、前住所、転居・転出先住所、死亡日、本籍地、住民区分		
目的外利用又は 提 供 を す る 根 拠 条 項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (審議会承認類型事項1) ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 番号法第19条第 号に該当 (那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項)		
目的外利用又は 提 供 を す る 理	畜犬管理システムに登録されている飼い主に対し、狂犬病予防注射接種等の通知分文書を送付しているが、転居、転出等により通知文書が返戻となっている。飼い主の飼育実態等の確認が必要なため、転居先、転出先等の住所または連絡先を確認する 又、市民相談の対象者に対し、動物の適正飼養の啓発を行う際の世帯状況等の確認をする		
届 出 担 当 部 課	環境衛生課	電話	098-951-1530

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

令和元年9月10日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	企画財務部 資産税課	目的外利用部課 又は提供先	都市みらい部 道路建設課
業 務 の 名 称	都市計画道路 一銀線街路事業・城東城北線街路事業		
利 用 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 提供		
目的外利用又は 提 供 を す る 年 月 日	☐ 年 月 日 ☒ 随 時(各対象者補償金算定時)		
目的外利用又は提供 をする保有個人情報 の 内 容	一銀線線街路事業・城東城北線に係る土地の令和元年度の固定資産 評価額		
目的外利用又は 提 供 を す る 根 拠 条 項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (審議会類型事項1) ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 番号法第19条第 号に該当 (那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項)		
目的外利用又は 提 供 を す る 理 由	都市計画法第60条の3に基づく補償金算定に用いるため		
届 出 担 当 部 課	都市みらい部 道路建設課 電話 098-651-3221		

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

令和 元 年 11 月 14 日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	福祉部 保護第1課	目的外利用部課 又は提供先	沖縄県立南風原高等 支援学校
業 務 の 名 称	入学準備金支給状況についての回答		
利 用 の 区 分	☐ 目的外利用 ☒ 提供		
目的外利用又は 提 供 を す る 年 月 日	☒ 令和 元 年 11 月 14 日 ☐ 随 時()		
目的外利用又は提供 をする保有個人情報の 内 容	平成31(令和元)年度に支給した生活保護法に基づく入学準備金 の支給額		
目的外利用又は 提 供 を す る 根 拠 条 項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第 5 号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 （就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に 関する法律に基づく事務であり、個人情報の外部提供を行うことが できる類型事項 1 に該当） ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の3に該当 （番号法第19条第 号に該当）		
目的外利用又は 提 供 を す る 理	就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関 する法律に基づく事務		
届 出 担 当 部 課	福祉部 保護第1課 電話 098-861-5194（内線2469）		

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 27 号

令和元年 11 月 19 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条第 4 号に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 上地 英之

指定（登録）番号	第 281 号
指定工事店名	有限会社名設
営業所所在地	沖縄県中頭郡読谷村字古堅 697 番地の 2
代表者氏名	知名 定敏
有効期間	自 平成 27 年 4 月 1 日
	至 令和 2 年 3 月 31 日
異動年月日	令和元年 11 月 8 日
異動事由	代表者の変更

上下水道局公告

那覇市上下水道局公告第 79 号

令 和 元 年 1 1 月 1 5 日

掲 示 済

令和 2 年度那覇市上下水道局入札参加資格取得追加申請の受付について

令和 2 年度那覇市上下水道局入札参加資格取得追加申請の受付を次のとおり行います。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 上地 英之

1 対象業種

(1)水道施設工事

(2)水道材料購入

(3)漏水調査業務

なお、(1)～(3)の対象業種に係る要件の詳細及び入札参加資格については、令和 2 年度那覇市上下水道局入札参加資格取得追加申請要領に定める。

2 受付期間

令和元年 12 月 9 日(月)～20 日(金)

午前 9 時～午前 11 時 30 分、午後 1 時～午後 4 時 30 分

(ただし土曜日、日曜日を除く。)

3 受付場所

那覇市上下水道局 総務課 契約検査室(局庁舎 A 棟 3 階)

※受付は全て持参の上、面談審査になります。

(郵送による受付は、いたしません。)

4 申請書類等

令和 2 年度那覇市上下水道局入札参加資格取得追加申請要領による。

※申請書及び申請要領は、那覇市上下水道局ホームページからダウンロードしてください。

U S B メモリを用いたデータ提出があります。

5 問い合わせ先

那覇市上下水道局 総務課 契約検査室

電話番号 098-941-7809

